

岐阜県公報

目次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定
 道路の区域変更
 道路の供用開始
 (用地課) 七三七
 (道路維持課) 七三八
 (同) 七三九

教育委員会告示

岐阜県重要文化財の指定の解除
 (社会教育文化課) 七三九

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
 (選挙管理委員会) 七三九
 政治団体の異動事項等の公表
 (同) 七四〇
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表
 (同) 七四一
 資金管理団体の異動事項等の公表
 (同) 七四一

公 示

人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託
 (総務事務センター) 七四一
 の仕様書案に対する意見招請に関する公告
 (商業・金融課) 七四二
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
 (農地整備課) 七四二
 県営土地改良事業計画の決定
 (用地課) 七四三
 公共測量の実施
 (都市政策課) 七四三
 岐阜都市計画地区計画の図書の縦覧

告 示

第二千八百一號

平成二十八年十一月二十二日

(火曜日)

岐阜県告示第五百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
大垣市
- 二 事業の種類
大垣市新庁舎建設事業
- 三 起業地
1 収用の部分
大垣市丸の内二丁目地内
- 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
大垣市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十條各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性
本件事業は、大垣市がその事務の用に供する施設を整備するものであり、法第三十條第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である大垣市は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業の起業者である大垣市の現本庁舎は、建築後五十二年を経過し、著しい老朽化や耐震性の不足により、災害発生時に倒壊又は崩壊の危険性があるなど、災害時における行政機能の停滞が危惧されている。また、墨俣町及び上石津町との合併による行政サービスの広域化等に伴う事務量の増加により、現本庁舎の狭あい化を招き、行政機能を分庁舎に分散させている状況にあることから、市民の利便性の低下をもたらしている。

本件事業は、災害発生時における本庁舎の行政機能の維持及び迅速な災害対策の実施を可能とするなど、防災拠点としての機能向上が図られ、市民の生命及び財産を守り、地域の安心安全の確保に寄与することが認められる。また、現本庁舎の狭あい化や庁舎の分散が解消され、市民の利便性の向上及び効率的な行政運営が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について本件事業の起業者である大垣市が任意に調査したところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行により環境に及ぼす影響は少ない。

また、起業地一帯は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されているが、起業者は、岐阜県教育委員会の指示に従い、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、防災拠点としての機能の確保、住民の利便性等を考慮して選定した三案から、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案して、最も優れた案を選定しており、選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

また、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現本庁舎は、著しい老朽化や耐震性の不足により、災害時における行政機能の停滞が危惧され、また、庁舎の分散により市民の利便性を低下させていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大垣市役所総務部契約課庁舎建設推進室

岐阜県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
古野井上線		加茂郡八百津町上牧野字倉曾一五番九地先から兼行五三番三地先まで		同郡同町同字		後	前	後	前	後	前	後	前
						九〇・三・五	八三・三・七	九〇・三・五	八三・三・七	四三・一	四三・一	四三・一	四三・一

岐阜県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		延長		供用開始の期日		備考	
多治見線 八百津線		可児郡御嵩町上恵土字生沢一七〇番二地先から同郡同町同字同一		同郡同町同字同一		一八六・八	一八六・八	平成二六・二・三	平成二六・二・三	平成二六・二・三	平成二六・二・三

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第四条第三項の規定により、次の表に掲げる有形文化財について岐阜県重要文化財の指定が解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

指定が解除された岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
二〇	絵画	涅槃図	一幅	関市武芸川町谷口一八一	宗教法人 陽寺	所在地に同じ

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
大森こうじろうを育てる会	大森 康二郎	大森 麻里	岐阜市若宮町 3 24	平成28年10月3日
創清会	豊島 信征	坂井田 誠一	羽島市江吉良町719 1	平成28年10月3日
富田和弘友の会	山口 敬次	井川 幸夫	揖斐郡揖斐川町房島973 1	平成28年10月17日

岐阜県選挙管理委員会告示第八十二号

岐阜県選挙区正法（昭和三十二年法律第五十四号）第二條第一項の規定により、
因村の因田事務所の設置場所が因田やねたのび、同法第七條の二第一項の規定により、その

設置場所を次のとおり変更した。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岐阜県ちんたい支部	佐藤 俊之	名称	自由民主党岐阜県ちんたい支部	自由民主党岐阜県全管協ちんたい支部	平成28年10月21日
指宿真弓後援会	市川 喜久雄	主たる事務所の所在地	各務原市鷺沼西町 3 345	各務原市鷺沼羽場町 2 155	平成28年10月31日
加納洋一後援会	水野 勝誠	代表者	水野 勝誠	加藤 昇	平成28年10月1日
岐阜県防衛後援会	赤谷 信之	主たる事務所の所在地	岐阜市弥生町 8	各務原市川島河田町650	平成28年10月10日
小坂喬峰後援会	小坂 喬峰	主たる事務所の所在地	恵那市長島町正家 1 6 1	恵那市東野1889 3	平成28年10月15日
田代はつ江を励ます会	三島 友美	代表者	三島 友美	杉本 博一	平成28年4月10日
古川あけみ後援会	三上 美喜子	代表者	三上 美喜子	中村 曉子	平成28年10月24日
むらせ三郎後援会	水野 忠義	代表者	水野 忠義	大岩 一彌	平成28年10月12日

岐阜県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政治団体の支部の名称	当該政党の支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
清水豊一後援会	清水 猛	清水 禮子	飛騨市梓園町吉田2866 4	平成27年9月6日			
宗道寺社後援会	宗 如 善 和	内 藤 孝 義	揖斐郡揖斐川町房島1326 1	平成28年10月31日			
田代はつ江を励ます会	三 島 友 美	野々田 保 典	郡上市八幡町小野4 2 9	平成28年10月5日			

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
小坂 喬峰	小坂喬峰後援会	主たる事務所所在地	恵那市長島町正家1 6 1	恵那市東野1889 3
所 竜也	所竜也を育てる会	公職の種類	揖斐川町議会議員	岐阜県議会議員

しよる。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

公 示

人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達役務の名称及び数量
人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託 一式
- 2 意見の提出方法
 - (1) 提出期限 平成28年12月13日（火）午後1時（郵送の場合は必着のこと。）
 - (2) 提出先 〒500-8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県総務部総務事務センター給与支給係
電話 058 272 1111 内線2326

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成28年11月22日(火)から平成28年12月6日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Update, operation, and maintenance of the HR Payroll System of Gifu Prefecture

(2) Date, time and place for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 22 November 2016 through

6 December 2016 (excluding weekends and national holidays) at the General Affairs Administration and Finance Office, Gifu Prefectural Government

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:
1:00 p.m., 13 December 2016

(4) For further information, please contact:
Payroll Management Section

General Affairs Administration and Finance Office
Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2326

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十八年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することが出来る。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス系賣店

本巢市三橋五丁目二八番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年七月九日

五 店舗面積

一、七〇〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

六八台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大和南西部地区	郡 上 市 役 所	平成二八・一一・二二から 同二八・一一・二二まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成二十八年十月十七日から

平成二十九年三月八日まで

四 作業地域

岐阜市

岐阜都市計画地区計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

二

岐阜都市計画地区計画 柱本池之頭地区地区計画
 縦覧場所
 岐阜県都市建築部都市政策課及び北方町都市環境課

平成二十八年十一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社